

平成 2 7 年 旭 市 議 会 第 2 回 臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (7月30日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	3
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案上程	5
議案第1号 指定管理者の指定について	
提案理由の説明	5
議案の補足説明	6
質疑、討論、採決	7
閉 会	15

平成27年旭市議会第2回臨時会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成27年7月30日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 議案上程
 - 第 5 提案理由の説明
 - 第 6 議案の補足説明
 - 第 7 質疑、討論、採決
 - 第 8 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名
 - 日程第 3 会期の決定
 - 日程第 4 議案上程
 - 日程第 5 提案理由の説明
 - 日程第 6 議案の補足説明
 - 日程第 7 質疑、討論、採決
 - 日程第 8 閉 会
-

出席議員（21名）

- | | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 林 晴 道 | 2 番 | 高 橋 秀 典 |
| 3 番 | 米 本 弥一郎 | 4 番 | 有 田 恵 子 |
| 5 番 | 宮 内 保 | 6 番 | 磯 本 繁 |
| 7 番 | 飯 嶋 正 利 | 8 番 | 宮 澤 芳 雄 |
| 9 番 | 太 田 將 範 | 10 番 | 伊 藤 保 |

11番 島田和雄
13番 伊藤房代
15番 向後悦世
17番 滑川公英
19番 佐久間茂樹
22番 林正一郎

12番 平野忠作
14番 林七巳
16番 景山岩三郎
18番 木内欽市
20番 林俊介

欠席議員（1名）

21番 高橋利彦

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬寿一
教育長	寿田哲雄	病院事業 管理 行政 推進 課長	吉田象二
秘書広報課長	飯島茂	企画政策課長	佐藤一則
総務課長	加瀬正彦	税務課長	横山秀喜
財政課長	林清明	環境課長	林利夫
市民生活課長	大木廣巳	健康管理課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	子育て 支援 課長	加瀬幸重
社会福祉課長	加瀬恭史	商工観光課長	大矢淳
高齢者 福祉 課長	宮内隆	建設課長	向後嘉弘
農水産課長	高木寛幸	下水道課長	大久保孝治
都市整備課長	川口裕司	消防長	高野和彦
会計管理者	高木松夫	病院事務部長	品村順一
水道課長	鈴木邦博	庶務課長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	生涯学習課長	角田和夫
学校教育課長	石見孝男	監査 委員 局長	高木昭治
体育振興課長	加瀬英志		田杭平三
農業委員会 事務局 会長	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局 長 阿 曾 博 通

事務局 次 長 高 安 一 範

開会 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（景山岩三郎） ただいまの出席議員は21名、議会は成立しました。

これより平成27年旭市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（景山岩三郎） 日程第2、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

指名をいたします。

20番、林俊介議員、22番、林正一郎議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（景山岩三郎） 日程第3、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(景山岩三郎) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長(景山岩三郎) 市長より送付を受けております議案は、議案第1号の1議案であります。

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(景山岩三郎) 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長の出席を求めました。

◎日程第4 議案上程

○議長(景山岩三郎) 日程第4、議案上程。

議案第1号の1議案を上程いたします。

議案第1号 指定管理者の指定について

◎日程第5 提案理由の説明

○議長(景山岩三郎) 日程第5、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長(明智忠直) 本日、ここに平成27年旭市議会第2回臨時会を招集し、当面する案件に

ついて、ご審議を願うことといたしました。

開会に当たり、今回提案いたしました議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第1号は、指定管理者の指定についてでありまして、道の駅季楽里あさひの指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 提案理由の説明は終わりました。

◎日程第6 議案の補足説明

○議長（景山岩三郎） 日程第6、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、企画政策課長、ご登壇してください。

（企画政策課長 横山秀喜 登壇）

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第1号、指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

「株式会社季楽里あさひ」は道の駅の管理運営を行うことを目的に、市が約70%出資し設立した第三セクターです。

そのため、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、公募を行わずに、当該団体からの申請について、市民を代表する者及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審査を行いました。

審査の結果、「株式会社季楽里あさひ」が指定管理者候補者として適当であるとされたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、記としまして、1番に指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称。

2番に、指定管理者となる団体。

3番に、指定の期間を定めてございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） ここでおはかりいたします。議案第1号については、委員会付託を省略して、直接審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、委員会付託を省略して、直接審議することに決しました。

◎日程第7 質疑、討論、採決

○議長（景山岩三郎） 日程第7、質疑、討論、採決。

これより、議案第1号について、質疑に入ります。質疑はありますか。

林晴道議員、発言を許可いたします。

○1番（林 晴道） ありがとうございます。

それでは、質疑をさせていただきます。

道の駅季楽里あさひの指定管理者の選定ということで、今回、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、これは第5条の1項の規定により、公募を行わず選定を行うことにしたということでございますが、これなぜ、非公募で決定をしたのか。

それから、指定管理の年数ですか、これ5年ということなんですが、これをなぜ5年としたのか、その根拠をお伺いいたしたいと思います。

それとともに、この日程、スケジュール的に法人の準備がちょっと僕はこの後では少ないんじゃないかなというふうに感じるんです。季楽里あさひの設立が4月10日、その後に施設管理に関する条例が8月1日に施行されるわけですが、これもうちょっとオープニングが10月17日と決まったのが4月10日以降だと思うんです。もうちょっと早目に指定管理の選定をするべきではなかろうか、そのように思うんですが、お願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） それでは、何点かいただきました。

まず、1点目の公募によらないでという、なぜ公募によらなかったのかというご質問です。これにつきましては、先ほどの補足説明でも申し上げました。株式会社季楽里あさひが、市が約70%出資をして、まさに道の駅を、指定管理を受けるという前提に旭市が設立した会社というようなことが言えると思います。

そのようなことから、3月にも会社設立の補正予算を提出し、成立しているというような経過から、最初から公募というような前提はありませんでした。

それから、なぜ5年かというお話ですが、手続条例の中では3年から5年というようなことになってございます。5年としたのはほかの道の駅がほとんどのケースが5年であるということ、それと今回の季楽里あさひの事業計画等もお話しさせていただきましたが、5年目で黒字に変わってくるといったような事業計画等と、いわゆる初期投資を回収するのに年数がある程度必要であるという等々の理由から5年ということにさせてもらっております。

それと、準備期間が短いのではないかなというお話です。これにつきましても、会社の設立の準備、それと道の駅を同時につくっていくというようなことを並行してずっと市のほうは行ってきております。

実は、今回指定管理の議案という形にはなってはいるんですが、既に会社のほうにつきましては市から指定をいただけるという前提でいろいろな準備をしております。そういうことでするので、あくまでも前提でということが条件ですが、そんな中でいろいろな各種準備を進めておりますので、10月16日の竣工、17日のオープンということには支障なく間に合うというふうに考えています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） きょうの議決の前にある程度決まっているものだから、準備が始まっている、そういうことであればもうぜひ成功してもらいたい、そう思っておりますので、複雑な安心をしたなど、そういうふうに思います。

それで業績なんですが、仮に余り業績が芳しくなかった場合に、契約期間の終了時間際に、次の指定管理のときには、業績がよかった場合には、公募、これを取り入れるような考え、年数をまた変えるだとか公募制を取り入れて、プロポーザル方式や総合評価方式などがあるかと思うんですが、そういうものに切りかえるという、そういうお考えがあるのかないの

かについて伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） この経営の状況につきましては、確かに事業計画、予測の範囲内でということでお話ししています。まだ、1回も経営していませんので、決算の状況も全然出ていません。その中で、5年後のことを想定し指定管理者を変える考え方はあるかというのは、そのときでないともちろんわからないと思いますし、自助努力で道の駅季楽里あさひは黒字になるといったようなこと、申請書の中でもそのような申請を受けておりますし、変えるという考え方は現在持っておりません。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、今まで担当課で行ってきたこの事業の進め具合を指定管理で指定をした場合に、どの程度のものを、これは大まかなもので、大きい事業で引き継いでいくのか。例えば、僕は市バスだとか、病院バス、高速バスなんかを道の駅なんだからぜひそこでとめて、市バスで、今買い物難民と言われているが、そういう方々が道の駅を利用しやすい、そういう環境をつくってもらいたい。ぱっとすぐ思い浮かぶんですが、そういうことをしっかりと企画としてもんでいったのか、それからそういうものをしっかりと引き継げるのか、そういうところを、ほかに何かありましたらあわせて伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 今、議員おっしゃるような例えば高速バス、近くを通っています。その辺のことですとか、引き継げるかというお話ですが、会社がやるべきことと行政がやるべきこと、これはおのずと変わってくるかな。行政がやるべきことは全面的に道の駅を成功させるために、いろんなあらゆる手段を使ってでもやっていきたい、会社は会社のほうで努力すべきこと、お互いに協議しながら役割分担を果たしていきたいというふうに考えています。

よろしく申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 林晴道議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 発言許可いただきまして、ありがとうございます。

それでは、3点ほど一括してお聞きしたいと思います。

まず、基本的な質問ですが、道の駅の経営は株式会社季楽里あさひによる、あくまで独立採算を原則として、経営はこれは法人の自助努力によるもの、そのように考えてよろしいのかまづは確認させてください。

2点目に、今後の事業の展開によっては、これはビジネスでありますので、順風するとき、また逆風の吹くときというのも時勢によってはあろうかと思います。そんな中で、前向きな意味というのも含めた上で、金融機関から等の借り入れの必要が生じる可能性というのはあるのかと思いますが、その際に市はどのように関与するのか、あるいはしないのか、この点についてお伺いいたします。

3つ目に、今後、法人の経営状況に関する情報公開、これはどのように行われるのか。

以上、3点お伺いしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） まず、1点目の経営、独立採算を原則として自助努力によるもの、それでよろしいかということの確認というご質問ですが、そのとおりだと思います。

これも、総務省の第三セクター等の経営健全化等に関する指針というのがございまして、それを読ませていただきますと、第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行し、公共性、公益性が高い事業を行う法人である、その経営は原則として当該第三セクターなどの自助努力により行われるべきであると定義しております。

この指針に沿って、株式会社季楽里あさひの経営についても、5か年分の事業計画の説明をさせていただいたとおり、しっかりと独立採算を行う計画となっていると思います。

2点目ですが、前向きな意味で金融機関からの借り入れ等、その際に市はどうかかわるのかというご質問です。金融機関の借り入れということにつきましては、現在、5か年間の事業計画、収支計画、これらを見る範囲では借り入れを想定とした事業計画とはなってございません。

仮に、前向きなというお話ですが、それは事業投資効果の話だとも思うんですけども、そういうような場合は当然、自己資金がたまった上での話になろうかと思います。ただ、5か年の中ではそういう計画は現在ないということと、あとは、ちょっと心配されるのは一般的な資金ショートを一時的に起こすというような場合でも、基本的に市がかかわるというようなことは想定してございません。

それから3点目、法人の経営状況に関する情報公開のご質問ですが、地方自治法243条の3第2項の規定では、普通地方公共団体の長は資本金の50%以上を出資している株式会社について、毎事業年度、法人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に報告することになっております。それと同時に、議会の報告が終わったならば、市民の皆様にもホームページ等を通じてお知らせしていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） まず、経営についてはしっかりと独立採算でやっていくということでお伺いいたしました。今後、道の駅を舞台として季楽里あさひによって、これはイベント等を含めていろいろな事業が展開されていくのかなというふうに思いますが、その際の資金の調達、これについても、これも確認ですが、会社自体の事業収入によって確保されるとこのように考えてよろしいでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 道の駅の運営につきましては、議員ご指摘のとおり、イベントなどの実施費用、これらも含め、それと施設の維持管理費も基本的には指定管理者の収入となる利用料金で賄えるという前提での事業計画ということですのでよろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 金融機関からの借入れについてですけれども、基本的に市が関与することは想定していないということでお伺いいたしました。

ただ、念のためちょっとお伺いしたいんですが、第三セクターの借入れについて、これは市が直接債務保証というような、これ法律で禁じられておりますので、これ一般に市が金融機関、第三セクターの借入れについて金融機関と損失補償契約を結んで信用を補完するというのが他の自治体等で多く見られるわけですが、これは昨今無効である、あるいは場合によっては違法であるというような判決が出ているような訴訟があるようでございます。

そういった意味で、今回このような損失補償契約というものの締結を現在、あるいはこれから予定するところがあるのかどうか、その辺をお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜） 金融機関からの第三セクターの借入れに関して、市が損失補

償をするのかというようなご質問だと思います。

この損失補償契約につきましては、これも総務省の指針が出ておりまして、地方公共団体が第三セクターなどの債務について行う損失補償、これは将来的にはその一部または全部を負担する可能性を有し、当該地方公共団体は巨額の債務を負うリスクが存在するため、第三セクターなどが経営悪化に至った主たる原因が公共性、公益性が高い事業を行ったことにより生じた損失以外である場合には損失補償を行うべきではないというふうにしています。

議員からもご指摘のとおり、損失補償契約については法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条、ここで禁じられている債務保証と性質が酷似する点があり、法令違反である旨の判例があることも事実ですので、現在このような契約を締結する予定はございません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

磯本繁議員。

○6番（磯本 繁） これと少し違いますけれども、それでもよろしいでしょうか。

○議長（景山岩三郎） いや。

○6番（磯本 繁） 質問、これと少し違うところがありますけれども、それでもよろしいでしょうか。お願いなんですけれども。

○議長（景山岩三郎） 磯本議員。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 要望でいいですか。

○6番（磯本 繁） はい。よろしいですか。

○議長（景山岩三郎） はい、要望なら。

○6番（磯本 繁） 1つは、皆さんがお座りになっている方々の何とか課長とか、これ書いてあるんですけれども、名前がまるっきり入っていないくて、これはお願いできないものでしょうか。道で会っても、何とか課長、何とか課長になってしまいますもので、これは1つの要望なんです。

それともう1つ、先ほどこの中に使われています第三セクターだとか、指定管理者だとかありますけれども、これの下のほうに注とか入れて、指定管理者とは何ぞやとか細かくわかりやすくお願いできないものでしょうか。

○議長（景山岩三郎）　じゃ、磯本議員、それは要望として今議案と関係ありませんので、また後で要望として。

○6番（磯本　繁）　そういうことでございます。

○議長（景山岩三郎）　滑川公英議員。

○17番（滑川公英）　7割持っているんですから、官営企業と考えてよろしいんですけども、取締役会の皆さんというのは年間どのくらいの会議をして、経営を進めていくのでしょうか。

○議長（景山岩三郎）　滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜）　具体的には何回というようなことではございませんが、道の駅の運営に関して重要な事項に関しましてはできるだけ開催し、協議しながら決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎）　滑川公英議員。

○17番（滑川公英）　そのようなことであれば、今公募した企業が3社入っているわけですね。それが成績不振になった場合、努力だけでは足りないと思うんですよ。例えば、皆さんご存じのように、星野リゾートだって2倍になるのに何十年もかかっているんですよ。チェーン店を広げない限りは何倍とならないんですよ。それが、何十倍というふうになる、想定している企業が現実に入っているの、その辺がもしおかしいとなった場合には、第三セクターはどのように対処していくんですか。

○議長（景山岩三郎）　滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（横山秀喜）　そこは、まさに会社の経営に関する事項ということだと思います。今、予定されている3社の決算の状況を、それを前提にして今まで取締役会等で話したということはありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（景山岩三郎）　滑川公英議員。

○17番（滑川公英）　先ほど重要なことについては取締役の皆さんで相談するわけですよ。前提として、既にそういうような、常識が外れた企業が入っているわけですから、そのようになった場合に、頑張ってちゃんと計画書のそのとおりにいけばいいんですけども、いかなかった場合にはやはり入れかえとか、そういうのは当然出てくると思うんですよ。

これは、ただ皆さんに承認しろというだけじゃなくて、これを承認しちゃったら全てがあと第三セクターでやるわけですよ。でも、そのときにチェックというのは、やはり議会、要するに旭市が7割から出しているわけですから、多少のチェックがあつて当たり前なんです。決めた方がいいわけじゃないでしょ。ですから、そういうような企業になった場合には、そういうようなことを想定していないのか、それとも全然、全部プラスでなっていくのか。当然まずかったら普通であればテナントは入れかえるのが常識なはずですよ。そのことについては考えておるんでしょうか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 市長という立場で会社の社長ということになったわけでありましてけれども、今、滑川議員の質問は大変これからの運営について重要なことだと思います。そういった危惧を持っておられるということも私も認識をしながら、そういった事態にならないように取締役会、そういった部分が少しでも見えたら招集をして、社長が招集をするということになっておりますので、取締役会の中でしっかりと、そういった方向性をきちっと議論していきたいとそうように思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 3回。

滑川公英議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 議案第1号の質疑を終わります。

これより、議案第1号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 閉 会

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて、平成27年旭市議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 景山 岩三郎

議員 林 俊介

議員 林 正一郎